

広島県教育委員会規則第十三号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改める。

第八条の二第一項中「第五十七条の五第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第八条の三第一項中「第六十五条の十二」を「第一百五十五条」に改める。

第十二条第一項第三号中「に相当する」を「と同等の」に、「指定した」を「認定した」に改め、同項第四号中「文部科学大臣の」を「学校教育法施行規則第九十五条第三号の規定により文部科学大臣が」に改め、同項第五号中「第八条」を「第八条第一項」に改め、「認定した者」の下に「(同条第三項の規定により、文部科学大臣が認定した者とみなされる者を含む。)」を加える。

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七十五条第一項」を「第八十一条第一項」に、「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第三条 広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「者若しくは」を「者又は」に改め、同条第二号中「学校教育」を「学校教育」に改め、同条第三号中「に相当する」を「と同等の」に、「指定した」を「認定した」に改め、同条第四号中「第六十三条」を「第九十五条第三号」に改め、同条第五号中「第八条」を「第八条第一項」に、「認めたる者」を「認定した者(同条第三項の規定により、文部科学大臣が認定した者とみなされる者を含む。)」に改め、同条第六号中「中学校」を「中学校」に、「認められた」を「認めた」に改める。

第二十五条第一項中「第四十五条」を「第五十四条」に改め、同条第二項中「第二項及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第四条 教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表中

小 学 校 教 諭																	
二種免許状					一種免許状												
二二	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
一〃	二〃	二〃	三〃	三〃	四以上	一〃	二〃	二〃	三〃	三〃	四以上	一〃	二〃	二〃	三〃	三〃	四以上
一一	一四	一七	二〇	二三	二六以上	九	一一	一三	一五	一七	一九以上	一	一	二	三	四	五以上
一	一	一	二	二	二以上	二	二	三	四	四	五	五	五	四	四	四	五以上
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇

を

幼 稚 園 教 諭																
二種免許状					一種免許状											
一〇	九	八	七	六	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
二〃	二〃	三〃	三〃	四以上	二〃	二〃	三〃	三〃	四〃	四以上	一〃	二〃	二〃	三〃	三〃	四以上
一一	一三	一五	一七	一九以上	一二	一五	一八	二一	二四	二七以上	八	一〇	一二	一四	一六	一八以上
三	三	四	四	五以上							三	三	四	四	五	五以上
二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇

に改め、同表

学 校 教 諭							
二種免許状							
一一	一	九	八	七	四以上	二六以上	二
一二	一〇	三	三	二	二	二	二〇
一	二	二〇	二	二	二	二	二五
一〇	三	一七	二	二	二	二	三〇
九	三	二〇	二	二	二	二	三五
八	三	二三	二	二	二	二	四〇
七	四以上	二六以上	二以上	二	二	二	一五
一一	一	九	二	二	二	二	一五
一二	一	一	一	一	一	一	一五

幼稚園教諭の部を削り、同項第二号の表中

小学校教諭	
一種免許状	
四	二以上
五	一
四	一一以上
五	九
四	三
五	四以上
四	二〇
五	一五

を

幼稚園教諭	
一種免許状	
四	二以上
五	一
四	一〇以上
五	九
四	三
五	四以上
四	二〇
五	一五

に改め、同表

幼稚園教諭一種免許状の項を削る。

第四条第一項の表中第二十五条（学校教育法施行規則第二百二条のみ）の項を削る。

（教育長に対する権限委任規則の一部改正）

第五条 教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号(一)中「第八十三条第二項」を「第三百三十四条第二項」に改め、同号(二)中「第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項」を「第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第二項」に改め、同号(三)中「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に改め、同号(四)中「第八十二条の十第一項」を「第三百三十三条第一項」に改め、同号(五)中「第八十四条」を「第三百三十六条」に改め、同条第九号中「第五十九条第三項」を「第九十条第五項」に改める。

（広島県立歴史民族資料館管理運営規則の一部改正）

第六条 広島県立歴史民族資料館管理運営規則（昭和五十四年広島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「、中学校又は高等学校」を「（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）」、中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）又は高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「小学生又は中学生」を「小学校の児童又は中学校の生徒」に改め、同項第三号中「小学生、中学生又は高校生」を「小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。

（広島県立生涯学習センター管理運営規則の一部改正）

第七条 広島県立生涯学習センター管理運営規則（昭和五十七年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

（広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正）

第八条 広島県立歴史博物館管理運営規則（平成元年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「、中学校又は高等学校」を「（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）」、中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）又は高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「小学生又は中学生」を「小学校の児童又は中学校の生徒」に改め、同条第三号中「小学生、中学生又は高校生」を「小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。

（技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正）

第九条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成二年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第四十五条の二第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

（広島県立中学校学則の一部改正）

第十条 広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六十五条の十二」を「第百十五条」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。